

全国市長会会報

第 652 号 平成 14 年 12 月 1 日

全国市長会調査広報部

〒102-8635

東京都千代田区平河町 2-4-2

TEL03-3262-2316 FAX03-3263-5483

ホムハ°-シ° <http://www.mayors.or.jp/>

目 次

会のうごき

諸会議の経過

理事・評議員合同会議	2
政策推進委員会	10
行政委員会	10
財政委員会	11
社会文教委員会・国民健康保険対策特別委員会合同会議	12
経済委員会	12
介護保険の第 1 号保険料のあり方に関する検討会	13
都市づくりに関する検討会	13
介護保険対策特別委員会	13
街路事業促進会議	14
廃棄物処理対策特別委員会	14
全国雪寒都市対策協議会役員会	15
国立公園関係都市協議会役員会	15
電子自治体推進部会	16
全国基地協議会・防衛施設周辺整備全国協議会合同役員会	16

地方六団体のうごき

地方税財源充実確保全国大会	16
自由民主党総務部会・地方行政調査会等合同会議	20
税制調査会総会	20
社会保障審議会介護給付費分科会（第 16 回）	20
厚生科学審議会・地域保健健康増進栄養部会（第 2 回）	21
平成 14 年度自然とのふれあい推進全国大会	21

産炭地域六団体連絡協議会代表者要望	21
国保制度改善強化全国大会	22
時間外勤務の縮減について	22
市町村長特別セミナー受講者募集中	22
平成 15 年度「水辺施設」募集要領	23
市長の選挙	25
市長の退任	25
訃報	26
行事予定	26

会のうごき

諸会議の経過

理事・評議員合同会議

秋の総会に代わる標記会議を 11 月 14 日、全国都市会館において開催した。

青木会長あいさつの後、鈴木事務総長から、本年 5 月以降の会務の概要、秋季支部市長会議における決議、10 月 2 日の理事会以降の諸会議の開催状況等、市長の就退任及び逝去、第 64 回全国都市問題会議、海外都市行政調査団について報告があり、これらを了承した。

次に、内閣官房の磯崎内閣参事官から「武力攻撃事態対処法案等」について、また、総務省の香山総務審議官から「当面する地方行財政の課題」についてそれぞれ説明を聴取した。

引き続き、議事に入り、次の事項を決定した。

- (1) 前日(11/13)開催の各委員会における要望事項の審議経過及び結果について、行政委員会委員長・沢田横須賀市長、財政委員会委員長・堀江伊勢原市長、社会文教委員会副委員長・黒氏恵庭市長、経済委員会委員長・堀川姫路市長から報告があり、各要望事項とも原案どおり決定した。
- (2) 「地方分権の推進に関する決議」(提案理由説明：副会長・杉原小野田市長)、「都市税財源の充実確保に関する決議」(同：副会長・鶴飼春日井市長)、「介護保険制度に関する決議」(同：副会長・山下鹿屋市長)、「医療保険制度改革に関する決議」(同：副会長・杉山むつ市長)、「都市基盤の強化に関する決議」(同：副会長・中村松山市長)の 5 件について審議し、いずれも原案どおり決定するとともに、各役員市長が地元選出国會議員等に対し個別に要望することとした。(別記 1)

(3) 「平成 15 年度政府予算対策実施要領」を原案どおり決定し、これに基づいて運動を進めることとした。 (別記 2)

(4) 平成 13 年度全国市長会決算について監事の青木三笠市長から監査報告があり、これを認定し、次期総会に報告することとした。

(5) 平成 15 年度全国市長会各市負担金については、これを据え置くこととした。

なお、理事・評議員合同会議に先立って正副会長会議を開催し、会議の運営等について協議した。

会議終了後、正副会長が決議の実現方について、福田官房長官、古川官房副長官、片山総務大臣、額賀自民党幹事長代理等に対し面談要望を行った。

(別記 1)

地方分権の推進に関する決議

真に地方分権を実現し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成することが重要な課題となっており、これは世界の潮流である。

地方分権改革推進会議は、10月29日、公共事業関係をはじめ内政5分野についての見直し方針と具体的措置について「事務・事業の在り方に関する意見」を取りまとめた。

今回の意見においては、本会がかねてより要望し、また、小泉総理の指示する三位一体の改革につながる税源移譲を含む税源配分の在り方についての視点が取り入れられていないことは、誠に遺憾である。

特に、約5,000億円という義務教育費国庫負担金の退職手当等の見直しについては、地方財政に与える影響も甚大であるにもかかわらず、どのように地方の自主性が向上するのか明示されず、税源移譲による財源措置も明確にされず、到底受け容れることはできない。

このことは、都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直しについても同様であり、都道府県から政令指定都市への税源移譲等による財源措置を行うことが不可欠である。

自己決定・自己責任の原則に基づく地方分権改革を実現可能なものとするためには地方財政基盤の確立が不可欠である。このことは、第1次分権改革の残された最大の課題であり、国においては、国から地方への税源移譲等による地方税財源の充実確保について積極的に取り組むよう強く要望する。

また、国庫補助負担事業の廃止・縮減にあたっては、真に地方分権の進展につながる地方行財政制度の改革が行われるようにするとともに、税源移譲等による財源措置を行い、国の予算上の都合等により、歳出の削減のみを目的として国庫補助負

担金の廃止・縮減を実施し、単なる地方への負担転嫁となることがないように強く要望する。

さらに、都市計画や農地転用などまちづくりをはじめとする事務権限について、都市自治体の機能強化に向けて、地方分権の観点から更なる移譲を強く要望する。

都市自治体としては、今後とも住民の負託に応えられるよう徹底した行財政改革に積極的に取り組むなど行政体制の整備・確立を図り、自主・自立の分権型地域社会の実現に向け、最大限努力していく所存である。

以上決議する。

平成 14 年 11 月 14 日

全 国 市 長 会

都市税財源の充実確保に関する決議

地方財政は、歳出規模と税収入が大幅に乖離するという基本的な問題のほか、長引く景気低迷による国、地方を通じた税収の停滞等によって巨額の財源不足が連続する状態にあり、今年度は昨年度の二倍を超える赤字地方債を発行せざるを得ないなど、未曾有の危機状況に陥っている。

都市自治体は、このような状況下においても、国民健康保険や介護保険の運営、廃棄物・リサイクル対策、広範な社会資本の整備、中心市街地の活性化、地域経済対策、電子自治体の推進など住民生活に直結する数々の行政需要に対処するため、自らの行財政改革を進めながら、自主財源の確保に努めているが、主要な財源である地方税及び地方交付税を国が決定するという現行の仕組みの下では自ずと限界があり、各都市自治体の努力だけでは、このような状況を打開することは到底困難である。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」においては、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討することとされたところであるが、地方分権改革推進会議における「事務・事業の在り方に関する意見」においては、国庫補助負担金の廃止・縮減に関して、三位一体の改革につながる税源移譲を含む税源配分のあり方についての視点が取り入れられていない。平成 15 年度の国の予算編成に当たっては、予算編成上の都合等により、歳出の削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減を先行して実施し、単なる地方への負担転嫁となることがないようにすべきであり、税源移譲等による税財源措置を同時に講じる必要がある。

全国市長会は、これまでも税源移譲の早期実現や地方交付税所要総額の確保等を要請してきたが、住民の負託に応え、都市自治体がその責任を十分に果たしていく

ためには、都市行政の実態に見合った税財源の確保が是非とも必要である。

よって、国においては、このような状況を十分認識し、下記事項について適切な措置を講じられるよう強く要請する。

記

1．分権社会の到来に向けて、都市自治体はその責任を果たしていくためには、地方の歳出規模と地方税収入の乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、国から地方への税源移譲の早期実現が必要であり、当面、「地方財政の構造改革と税源移譲について(試案)」による国税対地方税の割合1対1の実現を目指し、所得税から個人住民税への、また、消費税から地方消費税への税源移譲等を含む抜本的な地方税制改革を早急に進め、都市税源の充実強化を図ること。

2．法定5税分の地方交付税が著しく不足する状態が続いているため、地方交付税特別会計は既に膨大な借入金を抱えていることに加えて、いわゆる赤字地方債を発行する事態となっているので、地方交付税率の引上げ等により、地方交付税の所要総額を安定的に確保すること。

また、地方交付税制度の財源保障及び財政調整機能の堅持はもとより、その見直しに当たっては、激変緩和等所要の経過措置を講じるなど、財政運営に支障を来たさないよう措置するとともに、各都市の地方交付税の算定に当たっては、その実情を的確に反映させること。

3．国庫補助負担金の廃止・縮減に当たっては、国の予算編成上の都合等により歳出の削減のみを先行して実施し、単なる地方への負担転嫁となることのないようにすべきであり、不交付団体も含めた的確な財政措置を講じ、十分な財源を確保すること。

特に、義務教育費国庫負担制度の見直しについては、地方財政に与える影響も甚大であり、税源移譲等による税財源措置を同時に講じるべきである。

4．固定資産税は、地価が下落している中での評価替えの実施により、多額の減収となることが見込まれており、仮に減税が実施されることとなれば、市町村の行財政運営に多大な支障が生じることから、負担水準の上限である70%を堅持するとともに、厳しい都市財政の状況を踏まえ、引き続き、その安定的確保を図ること。

ゴルフ場利用税、特別土地保有税及び事業所税については、それぞれ都市にとって貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

5．地方債資金については、良質な公的資金の安定的確保を図ること。

また、政府系資金の繰上償還については、これまでも一部措置されているが、それらの見直しを含めた弾力的措置を講じることなどにより、公債費負担を軽減し、財政の健全性の確保を図ること。

6. 公営企業金融公庫は、民間金融市場からの資金調達を通じて都市自治体に不可欠な長期・固定・低利の資金を供給しており、個々の都市自治体がこのような良質の資金を民間金融機関から調達することは極めて困難であることから、現行の公営企業金融公庫の枠組みを堅持すること。

以上決議する。

平成 14 年 11 月 14 日

全 国 市 長 会

介護保険制度に関する決議

都市自治体においては、現在、平成 15 年度からの介護サービスの水準及び 1 号保険料の負担水準を定めることとなる第 2 期介護保険事業計画の策定に鋭意努めているところであるが、本年 6 月に国が実施した調査によると、同計画期間における 1 号保険料は、平均 10% 以上増加することとなっている。また、本会が実施した調査においても、高齢化の進行に伴う要介護認定率の上昇等により給付費は増加し、保険料が高額化するとともに、財政安定化基金の貸付を受ける保険者が増加するなど、厳しい財政運営を強いられる実態が明らかになった。

さらに、介護保険制度導入時に試算されていた保険料及び標準給付の水準と実態とが著しく乖離している状況となっている。

よって、国は、介護保険制度の持続的かつ安定的運営を図るため、下記事項の実現を図るよう強く要請する。

記

1. 制度施行後 5 年を目途に行うこととされている制度改正について早急に検討を開始し、制度全般について抜本的な見直しを行うこと。その検討にあたっては保険者である市町村の意見を十分尊重するとともに、特に、市町村に過重な負担とならない制度とするよう特段の配慮をすること。
2. 国が実施している特別対策等による低所得者対策は、制度として十分とはいえない。その結果、保険者によっては、やむをえず独自の減免や国の 3 原則を遵守した減免措置を行っているところであり、現場に混乱を生じさせている状況にあることから、国の責任において総合的統一的な低所得者対策を講じるこ

と。

3. 国が負担する 25%のうち、5%に相当する部分は調整交付金として、後期高齢者の比率が高い保険者などに重点的に配分されているが、調整交付金の交付が5%を下回る保険者については1号被保険者の負担割合を押し上げる要因となっている。このため、調整交付金の財源は、国が負担する25%と別枠にすること。

また、財政安定化基金については、国及び都道府県の負担とすること。

4. 第2期介護保険事業計画期間における1号保険料は、給付の増加により既に高額化している状況にあり、介護報酬の見直しによって保険料の引上げとなるような事態は容認できない。したがって、介護報酬の見直しにあたっては、在宅サービスの充実を基本としつつ、保険財政に大きな影響を与えることのないよう、適切な措置を講じること。

5. 保険料の徴収にあたり、遺族年金、障害年金、月額1万5千円未満の年金は、特別徴収の対象外（普通徴収）となっている。徴収率の向上を図り、安定した運営を行うため、全ての年金から特別徴収を可能とすること。

以上決議する。

平成14年11月14日

全 国 市 長 会

医療保険制度改革に関する決議

我が国では、急速な少子高齢化、経済の低迷、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療保険制度を取り巻く環境が大きく変化している。こうしたことから、保険料収入が伸び悩む一方、老人医療費を中心とする国民医療費が増大しており、医療保険財政を強く圧迫することになり、各医療保険の運営を一段と困難にしている。特に、国民健康保険は、制度発足当初に比べ高齢者や無職者などの低所得者の被保険者が著しく増加しており、財政運営は、極めて厳しい状況である。このため、本会をはじめとする国保関係者は、将来にわたって国民皆保険制度を堅持するために、従来から、すべての国民を通ずる医療保険制度への一本化を主張してきた。

国は、昨年末の医療制度改革大綱において、「医療保険制度の一元化」を将来の方向の有力な考え方とし、第154回国会で成立した健康保険法等の一部を改正する法律の附則では、同大綱に示された方向の下、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、医療保険制度の体系の在り方等について、平成14年度中に基本方針を策定することとしている。また、厚生労働省は、これらの諸課題について検討するため、「医療制度改革推進本部」を設置し、保険者の将来像や新たな高齢者医

療制度などについて、有識者との意見交換などを行いながら具体的な検討を進めているところである。さらに、坂口厚生労働大臣は、制度の一元化を将来像とし、今後の改革の道筋を示した医療制度改革私案を9月25日に公表したところである。厚生労働省としては、これらを踏まえた基本方針案を提示することとしている。以上のような状況に鑑み、国においては、下記の事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 健康保険法等一部改正法に基づく医療保険制度の体系の在り方等の基本方針の策定にあたっては、市町村の意見を十分聞き反映させること。特に、将来にわたり持続可能で安定した保険運営の下で国民医療を確保することができるよう、医療制度改革大綱で示された「一元化」の方向に沿い、本会をはじめとする国保関係団体がこれまで主張している「すべての国民を通ずる医療保険制度への一本化」の考え方を尊重したものとすること。
2. 国民健康保険が、一般会計からの多額の繰入れを余儀なくされている実態を踏まえ、健康保険法等一部改正法に盛り込まれた国保の財政基盤の強化策を確実に実行するとともに、国の責任と負担において、財政上十分な措置を講じること。

以上決議する。

平成14年11月14日

全 国 市 長 会

都市基盤の強化に関する決議

都市自治体が活力にあふれた個性豊かな地域づくりを形成するためには、総合的に都市経営のあり方を見通しながら、ハード・ソフトの両面から都市基盤の強化を積極的に推進することが肝要である。

特に、都市基盤施設の整備については、高速道路ネットワークをはじめ各種社会経済基盤の早期整備が急務であるとともに、その整備に当たってバリアフリー化、環境・景観・安全等への配慮、高度情報化への対応などが求められており、住民との協働を活かしながら、これらに適切に応えることも必要となっている。

さらに、空洞化が進行している中心市街地の活性化など都市の再生が喫緊の課題である。

また、地域経済は、我が国経済がバブル崩壊後長きにわたり低迷している状況にあるなかで一段と深刻さを増しており、国において進めようとしている新たな構造

改革特別区域制度の積極的な活用など実効性のある経済振興施策及び雇用対策が強く求められている。

よって、国においては、これらの実情を十分踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられたい。

記

1．都市基盤施設の整備を効率的かつ重点的に推進するため、新たな長期計画を策定するに当たっては、地域の総合的な経営主体である都市自治体の意見を十分勘案し策定すること。

また、道路・街路、都市公園、下水道、住宅、港湾、漁港、河川、情報通信網などの都市基盤施設の整備を推進するため、国、地方の財源、事業費を確保すること。

2．高速自動車国道をはじめとする高規格幹線道路のネットワークについては、料金プール制を活用しつつ、地方に新たな負担を求めることなく国の責任において、早期に完成させること。

また、道路関係四公団民営化推進委員会における検討に際しては、地方の意見を真摯に聞くとともに、その意見を反映させること。

3．道路特定財源については、道路が果たす役割、整備の遅れている地方道の現況を踏まえ、地方における道路整備財源の充実を図る視点に立って検討し、必要な財源の充実確保を図ること。

4．構造改革特別区域については、都市の提案を積極的に採択するとともに、地域特性に応じた規制緩和を図ること。

5．都市の中心市街地の活性化を促進するため、都市が策定した基本計画に基づく事業の円滑な実施について十分な財政支援等必要な支援を行うこと。

6．地域経済の活性化を図り雇用を確保するため、既存の産業を含めて、地域の人材、技術、情報、資源等を効果的に活用した新産業の創出等地域産業振興に対し、財政・金融面等から必要な支援を行うこと。

以上決議する。

平成 14 年 11 月 14 日

全 国 市 長 会

(別記 2)

平成 15 年度政府予算対策実施要領

平成 15 年度政府予算編成に当たって、本会の主要要望事項の実現を図るため、次の要領により予算対策運動を行うものとする。

1. 財務原案内示までの間、予算対策に関する連絡調整は、各担当部を窓口として実施し、財務原案内示の日から政府原案決定の日までの間、全国都市会館 3 階・第 1 会議室に予算関係連絡本部を設置する。
2. 財務原案内示の日の翌日午後 3 時から理事会を開催する。
3. 予算対策運動については、税制改正対策、地方財政対策、各部門別予算などその内容に応じ、また、予算編成作業の進捗の状況に応じ、正副会長、関係役員市長を中心に、幅広く連携をとりながら進める。
4. 予算関係連絡本部における事務担当は、次のとおりとする。

総括的な事項の処理.....企画調整室

情報の収集及び実行運動.....行政部、財政部、社会文教部、経済部

資料の整理、記録等.....総務部、調査広報部、共済保険部

(担当：企画調整室)

政策推進委員会

11 月 14 日、全国都市会館において政策推進委員会を開催した。

青木会長あいさつの後、日本エネルギー法研究所理事長、横浜国立大学名誉教授の成田頼明氏から「将来の地方自治制度のあり方」について講演があり、活発な意見交換を行った。

協議事項に入り、全市長を対象に「地方自治の将来像に関するアンケート調査」を行うことを決定した。

(担当：企画調整室)

行政委員会

行政委員会（委員長・沢田横須賀市長）を 11 月 13 日、全国都市会館において開催した。

委員長のあいさつの後、西村総務省大臣官房審議官から「当面する地方行政の諸課題」について及び石井消防庁長官から「当面する消防行政の諸課題」についてそれぞれ説明を聴取し、質疑応答を行った。

続いて、要望事項（案）について審議を行った結果、「地方分権の推進による都

市自治の確立に関する要望」をはじめとする 15 件の要望を採択し、翌 14 日開催の理事・評議員合同会議に提案することとした。

なお、東海支部から提出された「合併を経て政令市へ移行する場合には、旧市町村の枠組みをできるだけ尊重し、行政区により独自性を持たせるよう制度改正を求める」との議案については、合併により政令市化を目指すという個別具体的な問題となっていること、また、現在の政令市においても様々な議論があることから、現在、地方自治の将来像の検討を行っている本会の政策推進委員会を始め全国市長会として引き続き検討することとした。

さらに、中国支部から提出された「都市における収入役必置規定の緩和」に関する議案については、今回、初めて提出されたものであり、市町村合併などにより自治体の体制強化の取り組みも進められている中で、都市に収入役を必置することの緩和、場合によっては置かなくて良いとすることについては、今後、慎重かつ幅広く検討すべきであるとの意見を踏まえ、保留扱いとすることとした。

(担当：行政部)

財政委員会

財政委員会（委員長・堀江伊勢原市長）は、11月13日、全国都市会館において委員会を開催した。

委員長の堀江伊勢原市長のあいさつ後、総務省の岡本交付税課長から当面する地方財政の諸課題について、吉武市町村税課長補佐から当面する都市税制の諸課題について、株丹固定資産税課長から固定資産税を取り巻く最近の状況について、細谷公営企業課長から公営企業金融公庫について、それぞれ説明を聴取するとともに、質疑応答を行った。

次いで、「平成 15 年度国の施策及び予算に関する要望(案) - 地方税財政関係 - 」について審議を行い、「都市税源の充実強化等に関する要望(案)」をはじめとする 6 つの要望(案)を原案どおり採択した。

なお、要望(案)の審議の経過と結果については、翌 14 日に開催される「理事・評議員合同会議」に、委員長から報告することとされた。

続いて、今後の運営について協議を行い、今回は平成 15 年 1 月 29 日の「理事・評議員合同会議」に合わせ、都市税制調査委員会との合同会議を開催することとし、平成 15 年度の地方財政対策及び税制改正の概要について、説明を聴取することとした。

(担当：財政部)

社会文教委員会・国民健康保険対策特別委員会合同会議

11月13日、全国都市会館において、標記合同会議を開催した。

社会文教委員会委員長の杉浦安城市長並びに国民健康保険対策特別委員会委員長の松尾高知市長のあいさつの後、厚生労働省の青柳社会保障担当参事官から社会保障制度の現状と課題について、また、原国民健康保険課長から医療保険制度改革についてそれぞれ説明を聴取し、意見交換を行った。

続いて、事務報告を行った後、要望事項（案）について審議を行い、その結果、6月の全国市長会議で決定した要望事項をもとに、各支部提出議案を踏まえとりまとめた厚生・労働・環境・文教関係の16件のうち、「介護保険制度に関する要望（案）」及び「廃棄物に関する要望（案）」については、介護保険対策特別委員会及び廃棄物処理対策特別委員会での審議結果を、本委員会の決定事項として取り扱うこととした。なお、「介護保険制度に関する要望（案）」については、特別委員会で審議の結果、文案を一部修正した。それらを踏まえて、全ての要望事項を採択し、翌日開催の理事・評議員合同会議に提案することとした。

最後に、今後の運営について協議した結果、厚生労働省から示される医療保険制度改革一本化に向け、関係市長と相談をしつつ適切な対応をはかること、介護保険制度施行後5年を目途に行うこととされている制度見直しに向けて、具体的な検討の場を設置するなどの対応を図ること、教育に関しては、今年中に社会文教委員会委員市に対するアンケート調査を実施すること等とした。

（担当：社会文教部）

経済委員会

経済委員会（委員長・堀川姫路市長）を、11月13日、全国都市会館において開催した。

委員長あいさつの後、国土交通省の増田会計課長から平成15年度国土交通省関係予算の概算要求状況について、農林水産省の山田予算課長から平成15年度農林水産省関係予算の概算要求状況について、内閣官房構造改革特区推進室の片桐参事官から構造改革特区の第二次提案募集についてそれぞれ説明を聴取し、質疑応答を行った。

次に、要望事項（案）の審議を行い、「農林水産業の振興に関する要望」をはじめ13件の要望を原案のとおり採択し、翌14日開催の理事・評議員合同会議に提案することとした。

続いて、当面の運営について協議した結果、平成15年度の国の予算編成に向けて、本委員会所管重点事項の実現方について、必要に応じて適宜運動を展開してい

くこととした。

(担当：経済部)

介護保険の第1号保険料のあり方に関する検討会

介護保険対策特別委員会(委員長・喜多守口市長)は、11月6日、介護保険の第1号保険料のあり方に関する検討会を全国都市会館において開催した。

会議では、所得段階別保険料の第2段階の問題点等について議論を行った。

(担当：社会文教部)

都市づくりに関する検討会

都市づくりに関する検討会を、11月8日、日本海運倶楽部において開催した。

はじめに、(財)日本都市センターに委託し、全市を対象に行う自治体の都市づくりに関するアンケートの調査項目について意見交換を行った。

次に、都市の景観を守るために設置した市町村条例の判決事例等都市づくりに対する制度上の問題及び農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る論点整理について意見交換を行った。

なお、全国市長会が委託をしている(財)日本都市センターの都市計画制度研究会が、同日、日本海運倶楽部において開催された。

(担当：経済部)

介護保険対策特別委員会

11月13日、全国都市会館において、介護保険対策特別委員会(委員長・喜多守口市長)を開催した。

委員長あいさつの後、厚生労働省の貝谷介護保険課長から「介護保険制度をめぐる最近の動向」について説明を聴取するとともに、意見交換を行った。

続いて、事務報告の後、本年6月に決定した要望事項をもとに、各支部市長会提出議案等を踏まえ、取りまとめた「介護保険制度に関する要望(案)」について審議を行い、一部修正のうえこれを採択し、14日開催の理事・評議員合同会議に上程することとした。

次に、今後の運営について協議し、介護報酬の見直しに向けて審議を行っている社会保障審議会介護給付費分科会の審議動向を注視し、本年5月に保険者の立場から本会が取りまとめた「介護報酬に関する意見」に基づき、介護報酬の見直しによる保険料の引上げは容認できないことなどを引き続き要請していくこと、制度施行後、5年を目途に行うこととされている制度見直しに向けて、具体的に検討す

る場の設置など、今後の状況に応じて適宜適切に対応していくこととした。

なお、委員会に先立ち、11月6日に幹事会を開催し、厚生労働省と意見交換を行うとともに、介護保険制度に関する要望（案）について検討を行った。

（担当：社会文教部）

街路事業促進会議

街路事業促進会議（委員長・山出金沢市長）を11月13日、全国都市会館において開催した。

会議では、議長に中谷・天竜市長を指名し、議長あいさつ後、来賓の国土交通省の近藤技術審議官からあいさつをいただいた。

次いで、平成15年度街路関係予算概算要求状況等について、国土交通省都市・地域整備局の竹内街路課長、松田まちづくり推進課都市総合事業推進室長、小前市街地整備課長並びに道路局の森永地方道・環境課長からそれぞれ所管事項について説明を聴取し、質疑応答を行った。

引き続き議事に入り、「道路・街路関係予算の確保に関する要望（案）」について審議の結果、これを原案どおり決定した。

さらに、委員の補充状況について報告するとともに、欠員となっている副委員長に藤森・郡山市長、斎藤・沼津市長、亀田・尾道市長を選任した。

また、今後の運営等について協議を行い、決定した要望に基づき、要望運動を行うとともに、政府予算原案内示以降については必要に応じ、適宜、適切に要望運動を展開することとした。

（担当：経済部）

廃棄物処理対策特別委員会

廃棄物処理対策特別委員会（委員長・栗原大牟田市長）を、11月14日、日本都市センターホテルにおいて開催した。

委員長あいさつの後、副委員長の補充選任を行い、新たに上野登別市長を選出した。

次に、環境省廃棄物・リサイクル対策部の竹内企画課長から、廃棄物行政の動向について説明を聴取するとともに、意見交換を行った。

続いて、事務報告を行った後、6月に決定した要望事項をもとに、各支部市長会から提出された廃棄物関係議案等を踏まえ作成した「廃棄物に関する要望（案）」について審議を行い、原案どおりこれを採択し、理事・評議員合同会議に上程することとした。

最後に、今後の運営について協議し、各支部から提出される廃棄物関係議案について審議するため明年6月の全国市長会議に併せて委員会等を開催するとともに、中央環境審議会等国の動向について、必要に応じ適切に対応を図ることとした。

なお、委員会に先立ち、11月7日に幹事会を開催し、「廃棄物に関する要望(案)」のとりまとめを行うとともに、環境省から最近のリサイクルをめぐる状況について説明を聴取し、意見交換を行った。

(担当：社会文教部)

全国雪寒都市対策協議会役員会

全国雪寒都市対策協議会(会長・佐々木青森市長)は、11月14日、全国都市会館において役員会を開催した。

会長欠席のため、副会長・荻野黒部市長あいさつの後、国土交通省都市・地域整備局の平岡地方整備課長並びに道路局の見波道路防災対策室長から、平成15年度雪寒地帯対策関係予算の概算要求状況等についてそれぞれ説明を聴取し、質疑応答を行った。

引き続き議事に入り、「雪寒地帯対策関係予算の確保に関する要望(案)」について審議した結果、これを原案どおり決定した。

また、今後の運営について協議した結果、当面、決定した要望に基づき関係予算の確保のため要望運動を行うとともに、15年度予算内示以降については、状況に応じて適宜適切に要望運動を展開することとした。

(担当：経済部)

国立公園関係都市協議会役員会

国立公園関係都市協議会(会長・光武佐世保市長)の役員会を、11月14日、全国都市会館において開催した。

会長あいさつの後、環境省自然保護局の笹岡国立公園課長から、平成15年度自然公園等事業関係予算の要求状況等について説明を聴取し、意見交換を行った。

次に、国立公園の整備促進に関する要望(案)について審議を行った結果、これを原案どおり決定した。

続いて、事務局から11月20日開催の「平成14年度自然とのふれあい推進全国大会」の開催要領について報告した。

最後に、今後の運営について協議し、平成15年度予算対策として、本役員会で決定した要望をもとに関係方面に対して要望活動を実施するとともに、政府予算編成の状況に応じて必要があれば役員会を開催するなど適切な対応を図ることとした。

さらに、平成 15 年度の各市分担金は、本年度と同額の 1 市当たり 2 万円とするともに、平成 15 年度の総会を東京において開催することとした。

(担当：社会文教部)

電子自治体推進部会

電子自治体推進専門部会の初会合を 11 月 14 日、全国都市会館において開催した。まず、電子自治体推進専門部会の設置等について事務局報告の後、正副部会長の選出を行い、部会長に澤田横須賀市長を、また、副部会長に土屋武蔵野市長をそれぞれ選任した。

次いで、当面の課題(案)及び今後の進め方(案)について協議を行うとともに、意見交換を行った。

(担当：行政部)

全国基地協議会・防衛施設周辺整備全国協議会合同役員会

全国基地協議会(会長・沢田横須賀市長)及び防衛施設周辺整備全国協議会(会長・東川千歳市長)は、11 月 26 日、全国都市会館において合同役員会を開催した。

東川会長あいさつの後、総務省の小太刀固定資産税課課長補佐及び防衛施設庁の柘田総括施設調査官から平成 15 年度基地関係予算の要求状況等について説明を聴取した。

次いで、事務報告の後、平成 15 年度基地関係予算の確保に関する要望(案)及び平成 15 年度基地関係予算対策実施要領(案)について協議し、これらを原案のとおり決定した。

また、平成 15 年度両協議会分担金について協議し、平成 13 年度と同様の分担金算出方法により徴収を再開することとした。

会議終了後、出席役員は片山虎之助総務大臣、石破茂防衛庁長官、衛藤征士郎自由民主党安全保障調査会顧問、武藤財務事務次官、嶋口防衛施設庁長官等に面談のうち平成 15 年度の基地関係予算の確保について要望するとともに、自由民主党関係国会議員、財務省、総務省、防衛庁及び防衛施設庁に対し実行運動を行った。

(担当：社会文教部)

地方六団体のうごき

地方税財源充実確保全国大会

全国市長会など地方六団体で組織する地方自治確立対策協議会は、11 月 21 日、全国都市会館において、「地方税財源充実確保全国大会」を開催した。

大会には、全国の地方自治関係者 278 名（本会からは 49 名）が参加し、また、来賓として遠藤衆議院総務委員会委員長、山崎参議院総務委員会委員長、若松総務副大臣、吉田総務大臣政務官及び岸総務大臣政務官をはじめとする国会議員（234 名・代理を含む）並びに総務省幹部が出席し、盛会裏に終了した。

大会では、全国知事会の土屋埼玉県知事が主催者を代表してあいさつを行い、その後、全国都道府県議会議長会の植田福島県議会議長が議長となり、大会を進行した。

まず、本会会長の青木立川市長から、「税源移譲なき国庫補助負担金の一方的廃止・縮減反対」などについて決意を表明した後、来賓の片山総務大臣（若松総務副大臣代読）、遠藤衆議院総務委員会委員長及び山崎参議院総務委員会委員長からそれぞれあいさつをいただき、引き続き、「地方税財源充実に係る決議」を決定した。

大会終了後、地方六団体の代表者（本会からは青木会長、阿部川崎市長）は、上野内閣官房副長官、古川内閣官房副長官、片山総務大臣、自由民主党の堀内総務会長及び武部政務調査会副会長をはじめとする地方行政関係国会議員に直接面会のうえ、また、大会出席者は同様に、都道府県ごとに地元選出国会議員に対して要望活動を行った。

地方税財源充実に係る決議

地方財政は、これまでの景気低迷による大幅な税収減や累次の景気対策に伴い、巨額の財源不足と膨大な借入金残高を抱え、危機的な状況にある。

こうした中、先般、地方分権改革推進会議は、内閣総理大臣に対し、国庫補助負担金の廃止・縮減に関して意見を提出したところであるが、地方六団体が従前から要望してきた、税源移譲を含む税源配分の在り方の検討を同時に行う視点が取り入れられていないことは、誠に遺憾である。

特に、義務教育費国庫負担制度の見直しについては、地方財政に与える影響も甚大であるにもかかわらず、税源移譲による財源措置も明確に示されておらず、到底受け容れることはできない。

政府においては、平成 15 年度の国の予算編成に当たって、予算編成上の都合等により、歳出の削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減を先行して実施し、単なる地方への負担転嫁となることのないようにすべきであり、税源移譲等による税財源措置を同時に行うべきである。

我々地方公共団体としては、財政の健全化を図るため、自ら徹底した行財政改革

に積極的に取り組んでいるが、地方分権を一層推進し、自主・自立的な地方行財政運営を確保するためには、税源移譲の早期実現により地方税源の拡充強化を図るとともに、地方公共団体間の財政力格差の是正と安定的な財政運営を確保する上から、地方交付税制度を堅持し、その所要総額を安定的に確保することが喫緊の課題である。

以上のことから、平成 15 年度の予算編成・地方財政対策等に当たっては、地方税財源の充実確保を図り、安定した地方行財政運営の確保に万全の措置を講じられることが必要である。

よって、ここに全国の地方公共団体は総力を結集し、次の事項について、その実現を期するものである。

- 一 地方税財源については、地方における歳出規模と地方税収との乖離を極力縮小する方向で、国から地方への税源移譲の早期実現により、地方税源の拡充強化を図るとともに、国庫補助負担金の廃止・縮減を行うに当たっては、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方の見直しを三位一体で同時に行うこと。

特に、負担対象経費の見直しを始め義務教育費国庫負担制度の見直しは、歳出削減不可能な重要な義務的経費に係るものであり、地方財政に与える影響は甚大である。国の予算編成上の都合等によって、国の歳出の削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減を先行して実施することは、単なる地方への負担転嫁となることから、断固反対であること。

- 一 地方交付税については、国から地方への税源移譲が行われても、地方公共団体間の財政力格差の是正と安定的な財政運営を確保する必要があることから、財政調整機能及び財源保障機能を果たす地方交付税制度を堅持するとともに、その所要総額を確保すること。

- 一 法人事業税への外形標準課税の導入は、薄く広く公平に、受益に応じた負担を求めるものであり、地方分権を支える基幹税の安定化とひいては経済の活性化を図るため、中小法人の税負担に配慮しつつ、平成 15 年度の税制改正において導入を図ること。

- 一 固定資産税については、市町村の基幹税目であることから、負担水準の上限である 70% を堅持するとともに、その安定的確保を図ること。また、不動産取得税、事業所税及び特別土地保有税は、地方公共団体の貴重な財源となってい

るだけでなく、土地の流動化に向けての税制上の措置は既にとられていること等から、現行制度を堅持すること。

一 ゴルフ場利用税については、ゴルフ場周辺における道路整備、環境対策等、地方公共団体の各種行政サービスをゴルフ場利用者が享受していること、また、同税がこれらサービスを提供する上において地方公共団体の貴重な財源になっていること等から、現行制度を堅持すること。

一 道路特定財源については、道路が果たす役割、整備が遅れている地方道の現況を踏まえ、地方における道路整備財源の充実を図る視点に立って検討し、現行税率を堅持する等必要な財源の充実確保を図ること。

高速自動車国道の整備については、建設計画の決定の経緯等を踏まえるとともに、地域住民の早期完成への期待及び計画の見直しが地域に及ぼす影響等を考慮し、地方に新たな負担を求めることなく、国の責任において早期推進を図ること。

一 地方公共団体が公共料金の抑制や財政負担の軽減を図りつつ社会資本整備を進める上で、民間金融機関において対応困難な長期低利の資金を、民間金融市場からの資金調達を通じて地方公共団体に供給する公営企業金融公庫の仕組みを堅持すること。

一 将来にわたり、給付と負担の公平を図り、安定した保険運営の下で国民医療を確保するため、医療保険制度の一本化を実現すること。また、当面、国保財政の健全化のため、国の責任と負担において十分な措置を講ずること。

介護保険制度については、次期保険事業計画の改定作業が進められているところであり、一層の介護サービス基盤の整備と質の向上を図るとともに、制度の安定的運営を確保すること。

以上、決議する。

平成 14 年 11 月 21 日

地方自治確立対策協議会
全 国 知 事 会
全国都道府県議会議長会
全 国 市 長 会

全国市議会議長会
全国町村会
全国町村議会議長会
(担当：財政部)

自由民主党総務部会・地方行政調査会等合同会議

11月13日、自由民主党総務部会・地方行政調査会等合同会議が開催され、地方六団体及び指定都市の代表者がそれぞれ出席した。

本会からは会長の青木立川市長が出席し、平成15年度税制改正について、税源移譲等の早期実現による都市税源の充実強化、固定資産税の安定的確保、ゴルフ場利用税、特別土地保有税及び事業所税の堅持、公営企業金融公庫の現行の枠組みの堅持等について要望陳述を行った。

(担当：財政部)

税制調査会総会

政府の税制調査会(会長・石弘光氏)は、財務省において次のとおり総会を開催した。

第36回総会 - 11月15日

平成15年度における税制改革についての答申(案)について審議を行った。

第37回総会 - 11月19日

平成15年度における税制改革についての答申 あるべき税制の構築に向けてを決定した。

(担当：財政部)

社会保障審議会介護給付費分科会(第16回)

社会保障審議会介護給付費分科会(会長・西尾勝 国際基督教大学教授)が、11月18日、霞ヶ関東京會館において開催された。

会議では、介護報酬(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等)を議題として、厚生労働省から関連資料について説明の後、議論を行った。

本会からは、委員として喜多守口市長(介護保険対策特別委員会委員長)が出席した。

次回は、介護報酬見直しについての考え方を議題に、12月9日に開催することとしている。

(担当：社会文教部)

厚生科学審議会・地域保健健康増進栄養部会（第2回）

厚生科学審議会・地域保健健康増進栄養部会（会長・久道茂 宮城県立がんセンター総長）が、11月18日、厚生労働省において開催された。

会議では、厚生労働省から本年8月に公布された健康増進法の概要について説明があった。次いで、今後のたばこ対策について議論を行った。

なお、本会からは委員として河野深川市長が出席した。

（担当：社会文教部）

平成14年度自然とのふれあい推進全国大会

11月20日、自然公園等保全整備促進中央協議会（国立公園関係都市協議会はじめ10団体で構成）による標記大会がJAホールにおいて開催された。

第1部の講演会では、環境省の田部自然環境計画課長が自然再生事業と自然再生推進法（案）について、女優の高木美保さんが自然とふれあう大切さについてそれぞれ講演を行った。

第2部の全国大会では、中央協議会会長並びに来賓の鈴木環境大臣及び地方公共団体等の各代表者があいさつを行った後、国立公園関係都市協議会会長の光武佐世保市長が決議案を提案し、これを全会一致で採択した。

大会終了後、出席者は関係方面に対し、自然公園等事業費予算等の要求額満額確保について要望運動を行った。

（担当：社会文教部）

産炭地域六団体連絡協議会代表者要望

産炭地都市振興協議会（会長・滝井田川市長）など産炭地域六団体連絡協議会（世話人・堀北海道知事）の代表者は、11月22日、関係各省庁等に対して、産炭地域の自立を促進する振興施策の積極的な展開、地方財政支援の継続、工業団地の分譲促進等企業誘致に向けた対策の充実・強化、炭鉱閉山に伴う地域振興対策等の実施、炭鉱技術移転5ヶ年計画の円滑な実施、鉱害、炭鉱跡地（ぼた山を含む）等石炭後遺症の早期解消、特定地域開発就労事業の存続の7項目からなる平成15年度政府予算及び施策に関する重点要望を行った。

本会の産炭地都市振興協議会からは、会長の滝井田川市長、野尻夕張市総務部長が出席した。

（担当：財政部）

国保制度改善強化全国大会

地方六団体、国民健康保険中央会等の共催による国保制度改善強化全国大会が、11月28日、明治神宮会館において市町村長をはじめ国保関係者約2,000名の参集を得て開催された。

大会は、開会の辞及び主催者あいさつの後、本会を代表して出席した国民健康保険対策特別委員会委員長の松尾高知市長から大会宣言がなされた。

引き続き、来賓あいさつ及び情勢報告の後、「医療保険制度の一本化の具体的な抜本改革案を策定し早急に断行すること」など6項目からなる決議を全会一致で決定した。

なお、大会終了後、参加者は与党三党、厚生労働・総務・財務の各省及び地元選出国會議員に対し、決議の実現方について実行運動を行った。

(担当：社会文教部)

時間外勤務の縮減について

～ 時間外勤務を縮減しましょう～

管理職の皆さんへ

総務省

部下の仕事量を的確に把握していますか。

長時間の時間外勤務で職員の事務能率が低下していませんか。

夕方から会議を行ったり、仕事を命じたりしていませんか。

定時退庁日を設けていますか。

自ら率先して定時退庁に努めていますか。

市町村長特別セミナー受講者募集中

市町村アカデミーでは、平成15年1月9日(木)、10日(金)の2日間、「新年度の地方財政と日本経済」を重点テーマとして、下記のとおり市町村長特別セミナーを開講いたします。

現在、定員に若干の余裕がありますので、受講をご希望の方は、12月24日(火)までに市町村アカデミーに直接お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

なお、市町村長に限らず、助役、収入役の方も受講できます。

記

1. 日 時 平成 15 年 1 月 9 日 (木) 12 時 30 分から
" 1 月 10 日 (金) 12 時 30 分まで

2. 講 演

[1 月 9 日 (木)]

「日本経済の展望」

青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授 野 口 悠紀雄 氏

「地方財政の展望」

総務省自治財政局長 林 省 吾 氏

[1 月 10 日 (金)]

「現代中国論」

神田外語大学助教授 興 梶 一 郎 氏

「パーソナルアイデンティティの創造」

サブリネット株式会社代表取締役社長 唐 沢 理 恵 氏

講演テーマ等については、変更する場合があります。

3. 締 切 12 月 24 日 (火)

申込書を受理しました後、決定通知と併せて必要な事項を連絡いたします。

4. 参 加 費 10,000 円 (宿泊費、食費、図書資料費等を含む)

5. 申込及び問合せ先

市町村アカデミー (市町村職員中央研修所) 研修部

〒261-0025 千葉県美浜区浜田一丁目 1 番

T E L 043-276-3126 F A X 043-276-5251

研修の概要やカリキュラム等は、ホームページでもご覧になれます。アドレスは <http://www.jamp.gr.jp> です。

平成 15 年度「水辺施設」募集要領

財団法人リバーフロント整備センターでは、平成 15 年度事業の一環として、次により水辺施設の募集を行っています。

多数の応募をお待ちしています。

1. 趣 旨

良好な水辺空間形成の一環として、選定された市町村に水辺施設を当センター

が設置し、当該市町村へ寄贈します。

2. 応募要件

応募資格：市町村

応募対象：河川等（小川を含む）の水際または周辺に水辺施設を整備することにより、水辺空間の快適性または豊かな自然環境が一層向上し、地域住民から期待されている水辺とします。

応募施設と選定数

- ・水辺施設：「生物の生息環境」の向上に寄与する施設～生物の多様性、環境教育の場を創出するビオトープ（生物の生息場所）等
：「アメニティ」の向上に寄与する施設～水辺を観察するための観察小屋、デッキ、水辺で休憩するためのあずまや等
ただし、トイレは対象外とします。

- ・選定数：4カ所程度

応募方法

連絡先（市町村名、担当部課名、担当者名、電話・FAX番号・E-mail等）を明記の上、FAXまたはE-mailにより応募様式を請求してください。請求があり次第、応募様式を送付します。

応募締切り：平成15年1月31日（金）

3. 選定と発表

選定委員会と選定基準

学識経験者、国土交通省担当官等からなる選定委員会に諮り選定します。

選定に際しては、利用者の利便性、関連事業等の状況、施設用地の確保の状況、施設設置後の維持・管理等を評価の基準にします。

選定発表

平成15年4月に選定結果を応募市町村に通知します。

4. 応募上の注意

水辺施設のうち、「生物の生息環境」向上施設は設計・工事費込みで一カ所につき上限450万円（税抜き）、「アメニティ」向上施設は一カ所につき上限900万円（同）とします。

水辺施設は、当センターが平成15年度に設置し、完成後に当該市町村へ寄贈します。

関連法規に係る事前協議、調整、申請等については、当該市町村でお願いします。

水辺施設の設置費用には、宝くじ助成金の充当を予定しています。

5 . 応募および問い合わせ先

財団法人 リバーフロント整備センター

企画・広報部 今泉 浩史、高橋 秀和

〒102-0075 東京都千代田区三番町3番地8 泉館三番町3F

T E L 03-3265-7121 F A X 03-3265-7456

E - mail takahasi@rfc.or.jp

市長の選挙

(選挙日)	(市名)	(市長名)	(当選回数)
11月17日	山形県長井市	目黒 栄 樹	再選
"	新潟県新発田市	片山 吉 忠	再選(11月10日無投票)
"	新潟県小千谷市	関 広 一	再選(11月10日無投票)
"	新潟県栃尾市	ばばじゅんいちろう 馬場 潤一郎	新任(12月11日就任)
"	新潟県新井市	にゅうむら あきら 入村 明	新任(11月25日就任)
"	富山県小矢部市	大家 啓 一	五選
"	石川県金沢市	山出 保	四選
"	茨城県ひたちなか市	ほんま もとき 本間 源 基	新任(11月27日就任)
"	滋賀県八日市市	中村 功 一	三選
"	兵庫県尼崎市	しらい あや 白井 文	新任(12月12日就任)
"	広島県庄原市	たきぐち すえひこ 滝口 季彦	新任(12月5日就任)
"	山口県光市	末岡 泰 義	三選
"	福岡県福岡市	山崎 広太郎	再選
11月23日	愛媛県川之江市	石津 隆 敏	四選
11月24日	岩手県大船渡市	甘竹 勝 郎	三選
"	東京都新宿区	なかやま ひろこ 中山 弘 子	新任(11月24日就任)
"	千葉県館山市	辻田 実	再選
"	静岡県三島市	小池 政 臣	再選(11月17日無投票)
"	高知県室戸市	武井 啓 平	再選
"	大分県豊後高田市	永松 博 文	再選(11月17日無投票)

(担当：総務部)

市長の退任

(退任日)	(市名)	(市長名)
11月17日	新潟県新潟市	長谷川 義 明
"	滋賀県栗東市	猪飼 峯 隆
11月24日	新潟県新井市	大塚 久 郎
11月26日	茨城県ひたちなか市	清水 昇

(担当：総務部)

訃報

小野佐伯市長が逝去

大分県佐伯市長・小野和秀氏は、11月13日、逝去されました。

享年66歳。

謹んでお知らせします。

(担当：総務部)

行事予定

月 日	時 間	会 議 名	所 管	場 所
財務原案内示の 翌日	14:00	正副会長会議	企画調整室	全国都市会館 正副会長室
	15:00	理事会	企画調整室	全国都市会館 大ホール

(担当：企画調整室)

「会報」の情報は全国市長会のホームページ(メンバーズページ)でもご覧いただけます。